

保育所等の入所に関する確認票

C

下記内容を確認し、確認ができた項目に対して確認欄にチェックをしてください。

区分	番号	確 認 項 目	確認欄
利用 申込 内定 辞・退 下げ ・	1	申込みに必要な書類は、締切日までに必ず提出してください（不備や追加を理由に再提出を求められたものを含みます）。受付期間内に必要書類の提出がない場合、締切日時時点で揃っている書類のみで審査を行います。 なお、保育を必要とする事由を証する書類等が不足している場合、基本点数は求職活動中として扱います。この場合、認定期間は3か月となります。	☐
	2	お預かりした書類は 返却できません 。また コピー等をお渡しすることでもできません 。 （育児休業給付金の申請等で必要となります。書類提出前に保管用のコピーをお取りください。）	☐
	3	提出していただいた就労証明書や保育証明等の書類の内容について、就労先や預け先施設に電話や訪問等により確認させていただくことがあります。	☐
	4	取下げや内定辞退を希望する場合、電話連絡等により意思を確認できた時点で、審査対象から除外します。次年度の申込みをしつつ、今年度の入所申込みをされた方について、今年度中の審査にて内定となった場合には、原則として、次年度の申込みについては審査を行いませんので、取り下げの手続きを行う必要があります。	☐
調整等 利用	5	入所の利用調整については、申込み受付締切日時点を基準日として判断しますが、保護者の保育を必要とする要件が変わるなど、申込時点の状況から変更があったにもかかわらず、保育・幼稚園課へ知らせていない場合、審査の公平性が保てない可能性もあるため、入所内定及び決定を取り消す場合があります。	☐
	6	保育所等の状況により、保育所等が安全にお預かりすることが困難と判断した場合、児童を受け入れできない場合があります。その場合、次点以下の方を繰り上げて入所させることがあります。	☐
	7	児童の健康や発達の状況により、特別な配慮が必要な場合は、保育・幼稚園課から保育所等に対し、その配慮への対応が可能な確認を行う場合があります。	☐
	8	申込み後、大きな病気等が見つかった等、児童の状況に変化がありましたら保育・幼稚園課までご連絡ください。連絡をいただけなかった場合、児童の安全確保の観点から、内定および入所を取り消すことがあります。	☐
入 注 所 意 後 の	9	保育所等入所後、2週間程度、基本の保育時間よりも短い保育時間（ならし保育）になりますので、長時間の預かりができません（園やお子さまの年齢、状況等によって異なるため、2週間以上になる場合もあります）。	☐
	10	保育所等での保育時間については保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲での利用になります。 利用する時間には、勤務していない日、買物等や保護者の方の私的な用事は含まれません。	☐
	11	入所申込み時の状況を、入所後6か月間維持できない場合および申込内容が事実と異なった場合は、内定および入所を取り消すことがあります。 なお、就労要件で申込みをし、入所月の翌々月1日までに復職ができなかった場合も、内定および入所を取り消すことがあります。	☐

本確認票の記載内容をすべて了承し、保育所等へ利用申込みを行います。

令和 年 月 日

保護者氏名：